

介護予防・日常生活支援総合事業

【第一号事業訪問型サービスA】

重要事項説明書

当事業者は菊池市の介護予防・日常生活総合支援事業の指定を受けています。
(菊池市指定 第4371000516号)

当事業所は、ご契約者に対して介護予防・日常生活支援総合事業第一号事業訪問型サービスAを提供します。事業所の概要や提供されるサービス内容・契約上、ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

目次

1. 事業者
2. 事業所の概要
3. 事業実施地域及びサービス提供日・提供時間
4. 職員体制
5. 当事業所が提供するサービスの概要と利用料金
6. サービスの利用に関する留意事項
7. 身分証携行の義務
8. 苦情の受付について
9. 虐待防止に関する事項
10. 第三者評価の実施の有無

社会福祉法人菊池市社会福祉協議会
訪問介護ステーション きくち

1 事業者

- (1) 事業者名 社会福祉法人 菊池市社会福祉協議会
- (2) 事業者所在地 熊本県菊池市隈府 888 番地 2
- (3) 電話番号 0968 - 25 - 5000
- (4) 代表者氏名 会長 木村 利昭
- (5) 設立年月 平成 17 年 3 月 22 日

2 事業所の概要

(1) 事業所の種類

第一号事業 訪問型サービスA

平成 29 年 3 月 9 日指定 菊池市 4371000516 号

(2) 事業の目的

要支援状態にある契約者が、その有する能力に応じ可能な限り居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図ると共に、安心して日常生活を過ごすことができるよう、介護予防サービスを提供することを目的とします。

(3) 事業所の名称 訪問介護ステーションきくち

(4) 事業所の所在地 熊本県菊池市隈府 888 番地 2

(5) 電話番号 0968 - 23 - 6200

(6) 管理者 上野 可奈子

(7) 当事業所の運営方針

事業所は、契約者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者・地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、契約者の要支援状態の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスを行います。

(8) 開設年月 平成 17 年 3 月 22 日

(9) 事業所が行っている他の業務

[訪問介護支援事業] 平成 29 年 3 月 22 日指定 熊本県第 4371000516 号

[予防訪問介護相当(独自)サービス]

平成 30 年 4 月 1 日指定 菊池市第 4371000516 号

[訪問入浴介護] 平成 29 年 3 月 22 日指定 熊本県第 4371000482 号

[介護予防訪問入浴介護] 平成 30 年 4 月 1 日指定 熊本県第 4371000482 号

[居宅介護支援事業] 平成 29 年 3 月 22 日指定 熊本県第 4371000508 号

[地域密着型通所介護事業] ななしろ

平成 29 年 3 月 22 日指定 菊池市第 4371000490 号

[通所介護事業] 輝 平成 29 年 3 月 22 日指定 熊本県第 4371000524 号

[第一号事業通所型サービス A]

ななしろ	平成 29 年 3 月 9 日指定	菊池市第 4371000490 号
輝	平成 29 年 3 月 9 日指定	菊池市第 4371000524 号
旭志	令和 6 年 5 月 1 日指定	菊池市第 43A1001160 号

[予防通所介護相当(独自)サービス]

ななしろ	平成 30 年 4 月 1 日指定	菊池市第 4371000490 号
輝	平成 30 年 4 月 1 日指定	菊池市第 4371000524 号

3 事業実施地域及び営業日時とサービス提供日時

(1) 実地地域 菊池市全域

(2) 営業日及び営業時間

営業日 月曜日～金曜日（年末年始を除く）

営業時間 8 時 30 分～17 時 15 分

(3) サービス提供日及びサービス提供時間

サービス提供日 月曜日～日曜日

サービス提供時間 8 時 00 分～18 時 00 分

4 職員の体制

当事業所では、契約者に対して介護予防・日常生活支援総合事業（第一号事業訪問型サービスA）のサービス提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

(1) 管理者 1 名（介護福祉士）

(2) サービス提供責任者 3 名以上（介護福祉士）

(3) 登録訪問介護員 指定基準以上

5 当事業所が提供するサービスの概要と利用料金

当事業所では、契約者の家庭に訪問し、サービスを提供します。

(1) サービスの概要

第一号事業訪問型サービスAは、訪問介護員が契約者の居宅を訪問し、調理・洗濯・掃除などの日常生活が自立に向け営むことができるようサービスを提供します。

※契約者に対する具体的なサービスの実施内容・実施日及び実施回数は介護予防ケアマネジメント（ケアプラン）がある場合には、それを踏まえ訪問介護計画に定められます。

① 生活援助（家族の援助に関わるものは行えません。）

・調理 … 契約者の食事の用意

- ・洗濯 … 契約者の衣類等の洗濯
- ・掃除 … 契約者の使用する居室の掃除
- ・買い物 … 契約者の日常生活に必要となる物品の買い物

(2) サービス利用料金

それぞれのサービスについて、平常の時間帯（午前 8 時～午後 6 時）での料金は、次のとおりです。

訪問型 A を利用する場合 1 回あたりの自己負担は 220 円です。利用された回数分が自己負担額となります。

利用回数	基本利用料	自己負担額 (1 割)	自己負担額 (2 割)	自己負担額 (3 割)
1 回	2,200 円	220 円	440 円	660 円
2 回	4,400 円	440 円	880 円	1,320 円
3 回	6,600 円	660 円	1,320 円	1,980 円
4 回	8,800	880 円	1,760 円	2,640 円
5 回	11,000 円	1,100 円	2,200 円	3,300 円

※上記の基本料金は、菊池市が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改定されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

(3) 初回加算

新規に訪問型サービス A 計画を作成したご契約者に対して、初回に実施した訪問型サービス A と同月内にサービス提供責任者が自ら訪問型サービス A を行う場合、又は他の訪問介護員等が訪問型サービス A を行う際に、同行訪問した場合に下記の加算があります。

加算名	基本料金	自己負担額 (1 割)	自己負担額 (2 割)	自己負担額 (3 割)
初回加算	月 2,000 円	200 円	400 円	600 円

※初回時及び契約者が、過去 2 ヶ月に当該事業所からサービスの提供を受けていない場合に加算されます。（介護保険から訪問型サービス A、訪問型サービス A から介護保険に変更になった場合も加算されます。）

(4) 介護職員処遇改善加算

厚生労働省が定める基準に適合している、介護職員の賃金の改善を実施しているものとして、菊池市長に届け出た訪問型サービス A 事業者が、契約者に対し訪問型サービス A を行った場合に、以下の加算があります。

加算名	加算額	自己負担額
介護職員処遇改善加算Ⅲ	① により算定した 20.7%にあたる額	左記の金額の 1 割
		左記の金額の 2 割
		左記の金額の 3 割

(5) 指定予防訪問介護相当サービス料金等に関する注意事項

①2 人の訪問介護員が共同でサービスを行う必要がある場合は、ご契約者の同意の上で、通常の利用料金の 2 倍の料金をいただきます。

※2 人の訪問介護員でサービスを行う場合（例）・体重の重い方に対する入浴を行う場合

②ご契約者が要支援認定等を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援認定等を受けた後自己負担額を除く金額が払い戻されます（償還払い）。又、介護予防サービス計画もしくは介護予防ケアマネジメント計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

③介護保険給付の支給限度額を超えた訪問介護サービス、またはその他利用者の容態の急変などにより、介護保険に基づく介護サービスに代わり、身体介護又は生活援助相当のサービスを提供した場合は、サービス利用料金から算出した全額が契約者の負担となります。

④平常の時間帯（午前 8 時から午後 6 時）以外の時間帯でサービスを行う場合には次の割合で利用料金に割増料金が加算されます。

- ・夜間（午後 6 時～午後 10 時まで）：25%
- ・早朝（午前 6 時～8 時まで）：25%
- ・深夜（午後 10 時～午前 6 時まで）：50%

⑤経済状況の著しい変化やその他やむを得ない理由がある場合、相当な額に変更する事があります。その場合、事前に変更の内容と変更する理由について、変更を行う 2 ヶ月前までに説明します。

(6) 利用料金のお支払い方法（契約書第 8 条参照）

前記（2）（3）（4）（5）の料金・費用は、1 ヶ月毎に計算し、翌 20 日にご指定の金融機関の口座から引き落としをさせていただきます。

(7) 利用中止・変更・追加（契約書第 9 条参照）

利用予定日の前に、契約者の都合によりサービスの利用を中止、又は変更もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には、サービスの実施日の前日までに、居宅介護事業所と訪問介護事業所に申し出て下さい。そ

の後、居宅介護支援事業所と訪問介護事業所が協議するものとします。

(8) キャンセル料

利用予定日の直前にサービス提供をキャンセルした場合は、以下のとおりキャンセル料をいただきます。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	500 円

6 サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う訪問介護員

サービス提供時の担当の訪問介護員を決定します。ただし、実際のサービス提供にあたっては、複数の訪問介護員が交替してサービスを提供します。

(2) 訪問介護員の交替

① 契約者からの交替の申し出

選任された訪問介護員の交替を希望する場合には、当該訪問介護員が業務上不適当と認められる事情、その他交替を希望する理由を明らかにして、事業所に対して訪問介護員の交替を申し出ることができます。ただし、契約者から特定訪問介護員の指名はできません。

② 事業所からの訪問介護員の交替

事業所の都合により、訪問介護員を交替することがあります。訪問介護員を交替する場合は、契約者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

(3) サービス実施時の留意事項

① 定められた業務以外の禁止

契約者は「5. 当事業所が提供するサービス」で定められた、サービス以外の業務を事業所に依頼することはできません。

② 訪問型サービス A の実施に関する指示・命令

訪問型サービス A の実施に関する訪問介護員への指導は事業者が行いますが、事業所はサービスの実施にあたっては、契約者の事情・意向等に十分に配慮するものとします。

③ カスタマーハラスメントの禁止

- 1) 事業所は、利用者又はその家族などからの言動のうち、社会通念上相当な範囲を超える要求又は言動により、従業者の就業環境を害するおそれのある行為（以下「カスタマーハラスメント」という。）について従業者の安全及び尊厳を確保し、適切な介護サービスを継続的に提供するため、組織として必要な対応を行います。
- 2) 前項に定めるカスタマーハラスメントには、次に掲げる行為を含みます。ただし、これらに限られるものではありません。

・暴言、威圧的な言動、人格を否定する発言

- ・業務の範囲を超える過度又は不当な要求
- ・合理性を欠く長時間の拘束や、執拗な要望・クレーム
- ・その他、従業員の就業環境を著しく害する行為

3)事業所は、従業員が安心して相談できる相談体制を整備し、職員研修や対応マニュアルを整備して、必要に応じて法人本部、関係機関等と連携しながら対応するものとします。

4)事業所は、カスタマーハラスメントが発生した場合、複数名による対応、事実関係の記録、管理者への報告等を行い、状況に応じて適切な対応を講じます。

5)事業者は、カスタマーハラスメントが継続し、又は著しく悪質であると認められる場合には、サービスの中止や契約を解除することがあります。

④身体拘束の禁止

契約者の自由を制限するような身体拘束を行いません。但し、緊急時やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には、事前に契約者及びその家族へ十分な説明を行い、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の契約者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録をします。

⑤心身の状況の把握

訪問介護の提供に当たっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、契約者の心身の状況、その置かれている環境、その他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

⑥感染症の予防及びまん延防止のための対策

事業所内の衛生管理、介護ケアにかかる感染対策を行い、感染症の予防に努めます。発生時の対応についてはマニュアルを作成し、研修及び訓練を行います。

⑦備品等の使用

サービス実施のために必要な電話等の使用・備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用させていただきます。

(4) 訪問介護員の禁止行為

訪問介護員は、契約者に対するサービス提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

- ① 医療行為
- ② 契約者もしくはその家族等からの金銭又は高価な物品の授受
- ③ 飲酒及び喫煙
- ④ 契約者家族に対する訪問介護サービスの提供
- ⑤ 契約者もしくはその家族に対して行う、宗教・政治・営利活動
- ⑥ その他、契約者もしくはその家族に行う迷惑行為

(5) 緊急時における対応

サービスの提供中に容体の变化等があった場合は、救急隊・親族・介護予防支援事業所又は第1号介護予防支援事業所へ連絡をいたします。

医療機関	主治医	
	連絡先	
ご家族	氏名	
	連絡先	

サービス提供時以外の緊急時の連絡先等は以下のとおりです。

- ・緊急時連絡先 訪問介護ステーションきくち
- ・電話 080-1702-4766
- ・対応時間 午後5時15分～午前8時30分

(6) 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合は、速やかに契約者の家族、担当の地域包括支援センター及び菊池市等へ連絡を行うと共に、必要な措置を講じます。

(7) 秘密の保持

訪問介護員等は業務上知り得た秘密を漏らしません。また、退職後もこれを守秘します。

(8) サービス提供責任者の業務

サービス提供責任者は、契約者からのサービス利用の申込みに関する調整や介護予防訪問介護計画の作成等をはじめ、次のような業務を担当します。利用にあたって疑問点や心配な点又はサービス内容を変更したい場合には、サービス提供責任者にお気軽にお尋ね下さい。また、担当の訪問介護員に直接お話下さっても構いません。

- ① サービスの利用の申込みに関する調整
- ② 契約者の状態の変化やサービスに関する意向の定期的な把握
- ③ 介護予防支援事業者等との連携（サービス担当者会議への出席等）
- ④ 訪問介護員への援助目標、援助内容に関する指示
- ⑤ 訪問介護員の業務の実施状況の把握
- ⑥ 訪問介護員の業務管理
- ⑦ 訪問介護員の研修、技術指導
- ⑧ その他サービスの内容の管理に関する必要な業務

7 身分証携行の義務

訪問介護員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び契約者又は契約者の家族から提示を求められた場合は、いつでも身分証を提示します。

8 苦情の受付について

(1) 苦情の受付

当事業所に対する苦情や相談は以下の専用窓口で受け付けます。

苦情受付窓口

【管理者】 上野 可奈子

【サービス提供責任者】 木村 美奈 石口 照臣 富田 よしみ

苦情解決責任者 菊池市社会福祉協議会 事務局長 上田 敏雄

受付時間 毎週月曜日～金曜日 8時30分～17時15分

ただし、上記営業日や営業時間以外もご希望の相談に応じます。

(2) 行政機関その他苦情受付期間

菊池市役所高齢支援課	所在地) 菊池市隈府 888 番地 電話番号) 0968-25-7215 受付時間) 8 時 30 分～17 時 15 分
国民健康保険団体連合会	所在地) 熊本市健軍 2 丁目 4 番 10 号 電話番号) 096-365-0994 受付時間) 8 時 30 分～17 時 15 分
熊本県社会福祉協議会	所在地) 熊本市南千反畑町 3 番 7 号 電話番号) 096-324-5471 受付時間) 9 時 00 分～17 時 00 分

(3) 第三者委員名簿

氏 名	住 所	電 話
菊池 澄	菊池市隈府 355-8	0968-25-2983
古閑 靖治	菊池市七城町流川 421	0968-24-5210

9 虐待防止に関する事項

事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講じます。

- (1) 虐待を防止するための訪問介護員に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整理
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

10 第三者評価の実施の有無

- ① 第三者評価の実施 なし
- ② 実施した直近の年月日 なし
- ③ 実施した評価機関の名称 なし
- ④ 評価結果の開示状況 なし

【附則】 重要事項説明書の更新

- 令和元年5月1日 ～ 年号改正に伴い更新
- 令和3年4月1日 ～ 利用料金改正に伴い更新
- 令和3年11月19日 ～ 住所変更に伴い更新
- 令和4年4月1日 ～ 管理者変更に伴い更新
- 令和5年2月1日～介護職員等ベースアップ等支援加算算定に伴い更新
- 令和5年4月1日 ～ 苦情解決責任者変更に伴い更新
- 令和5年4月20日 ～ 訪問介護員へ迷惑行為の禁止の追加
- 令和5年6月26日 ～ 会長変更に伴い更新
- 令和5年10月1日～ サービス提供責任者変更に伴い更新
- 令和6年4月1日 ～ 身体拘束の禁止の追加
- 令和6年4月1日 ～ 心身状況の把握の追加
- 令和6年4月1日 ～ 感染症の予防及びまん延防止のための対策の追加
- 令和6年4月1日 ～ サービス提供責任者変更
- 令和6年4月1日 ～ 利用料金改正に伴い更新
- 令和6年5月1日 ～ 通所型サービスA旭志の追加
- 令和6年6月1日 ～ 介護職員等処遇改善加算変更に伴い更新
- 令和7年4月1日 ～ 管理者・苦情解決責任者変更に伴い更新
- 令和8年4月1日 ～ 容態の急変時のサービスの利用料追記・
カスハラ予防対策の追記に伴い更新
- 令和8年6月1日 ～ 介護職員等処遇改善加算変更に伴い更新

令和 年 月 日

事業所は、契約者へのサービス提供開始にあたり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

【訪問介護ステーション きくち】

説明者職名 管 理 者) 印

サービス提供責任者) 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、第一号事業訪問型サービスAの提供開始に同意しました。

契約者) 住 所

氏 名 _____ 印 _____

代筆者) 住 所

氏 名 _____ 印 _____

立会人) 住 所

氏 名 _____ 印 _____